広島市立広島工業高等学校

気象情報による臨時休業等の判断基準について

広島市南区に警報等が発表されていない場合でも、地域によっては警報等が発表されている場合があります。安全性等について各家庭で確認の上、登校の可否を判断してください。

（ア）「特別警報」が発表されている場合

午前６時の気象情報で、広島市内の一つの区でも「特別警報」が発表されている場合、臨時休業(休校)とします。

※「登校中に特別警報が発表され学校に登校した場合」、「在校中に特別警報が発表された場合」、「下校中に特別警報が発表され学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のように対応します。

①保護者の引き取りまで、学校待機とします。引き取り開始時間については災害の程度により異なります。

②災害の状況により、保護者と連絡が取れ、安全が確認できれば、その生徒から順次下校させます。

（イ）**「仁保小学校区（本校が立地する小学校区）に避難情報警戒レベル４（避難指示）」（土砂災害に係るものを除く）**が発令されている場合。

午前６時	レベル４ 自宅待機 ↓ (解除)	レベル４ 自宅待機 ↓
午前10時		↓
日　課	10時までに解除となった場合、 その時刻から２時間程度経過後、 授業開始	10時までに 解除にならなかった場合、 臨時休業

（ウ）**「南区に大雨、洪水警報」**の**２つ**が発表されている場合

（警報が１つの場合は通常授業を行います。）

午前６時	警報が２つ 自宅待機 ↓ (警報が１つ以下)	警報が２つ 自宅待機 ↓
午前10時		↓
日　課	10時までに1つ以下となった場合、 その時刻から２時間程度経過後、 授業開始	10時までに 1つにならなかった場合、 臨時休業

（エ）**「広島市域に台風の接近による暴風警報」**が発表されている場合。

午前６時	警　報 自宅待機 ↓ (解除)	警　報 自宅待機 ↓
午前10時		↓
日　課	10時までに解除となった場合、 その時刻から２時間程度経過後、 授業開始	10時までに 解除にならなかった場合、 臨時休業

一定震度以上の地震が発生した場合の学校の対応について

（ア）震度基準

広島市において「震度５弱」または「長周期地震動階級３」以上の地震が発生した場合は、全ての幼稚園、小・中・高等学校において、次の（イ）及び（ウ）の対応とします。

※気象庁の発表は最も細かい場合、「区ごと」となりますが、保護者の帰宅やライフライン等は区を超えて影響があると考えられるため、市内の一つの区でも「震度５弱」と出れば、市立全校園で同じ対応とします。

（イ）臨時休業について

①１７時から２４時までに発生した場合には、翌日を一斉臨時休業とします。

②０時から８時３０分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休業とします。

（ウ）生徒の下校について

「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」には原則として、次のように対応します。

①保護者の引き取りまで、学校待機とします。引き取り開始時刻については災害の程度により異なると考えられます。

②災害の状況により、保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路の安全が確認できれば、その生徒から順次下校させます。

③津波警報・大津波警報が発表された場合は、警報が解除されるまで、学校で待機させます。